

支払保証事業の積立金の確定給付企業年金への分配に係る企業年金連  
合会規約の一部を変更する規約（改定第14次 平成26年3月31  
日認可）の変更について

企業年金連合会規約の一部を変更する規約（改定第14次 平成26年3月  
31日認可）の一部を次のように変更する。

附則第11条第1項中「平成26年3月31日において次の各号」を「平成  
26年3月31日において次の第1号から第5号」に改め、同項第5号の次に  
次の二号を加える。

- (6) 第3号又は前号に規定する規約型企業年金を終了した確定給付企業年金  
法第89条に規定する清算人であり、確定給付企業年金法施行令第63条  
第1項の規定による清算終了の承認を受けるまでの者
- (7) 確定給付企業年金法第88条の2の規定により存続するものとみなされ  
た第4号又は第5号に規定する企業年金基金

附則第12条第2項中「それぞれ当該各号に定める額（）」の下に「次条に定  
める分配の時期が二回ある者に関しては、それぞれの時期に応じた額。」を加  
え、同項第2号を次のように改める。

- (2) 前条第1項第3号から第5号に規定する者
  - ア 次条第1項第2号アに規定する時期に分配する額  
次条第2項に規定する額に100分の50を乗じて得た額
  - イ 次条第1項第2号イに規定する時期に分配する額  
分配時の積立金の額から支払保証事業の終了までに見込まれる事務  
経費を控除した額に確定給付企業年金間分配割合を乗じて得た額

附則第12条に次の一項を加える。

- 4 次条第4項の規定が適用される場合は、第2項第2号の規定にかかわらず、  
同号に定める者に分配する額は、分配時の積立金の額から支払保証事業の終  
了までに見込まれる事務経費を控除した額に確定給付企業年金間分配割合を  
乗じて得た額とする。

附則第13条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 附則第11条第1項第3号から第5号に規定する者

ア 前条第2項第2号アを分配する時期

平成28年6月30日

イ 前条第2項第2号イを分配する時期

平成27年3月31日以降であつて、附則第9条第1項に規定する基金又は解散した基金について、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた変更前連合会規約第79条に規定する保証額が決定し、当該保証額の合計額について支払保証事業の経理から年金経理へ移換した日から1年を超えない範囲内において連合会理事長が定める日

附則第13条に次の一項を加える。

- 4 第1項第2号の規定にかかわらず、同号イに規定する連合会理事長が定める日が平成28年6月30日となる場合は、同号に定める者に分配する時期は、同号アに規定する時期に限るものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行する。

企業年金連合会規約の一部を変更する規約（改定第14次 平成26年  
3月31日認可）変更理由書

1. 変更理由

支払保証事業の清算については、平成27年3月31日に、厚生年金基金に対する積立金の分配が終了しているが、確定給付企業年金に対する積立金の分配は、平成26年に支払保証給付の請求を行った厚生年金基金に対する保証額の決定の後、分配額を確定の上、行うことになっている。

こうした中、当該確定給付企業年金に対する積立金の分配が行われるまでに相当の時間を要しているという状況を踏まえ、分配時点より前に確定給付企業年金を解散・制度終了したために分配を受けることができなくなる確定給付企業年金をできるだけ発生させないようにするため、企業年金連合会規約の一部を変更する規約（改定第14次 平成26年3月31日認可）について変更を行うものである。

2. 変更内容

(1) 確定給付企業年金に対する積立金を分配する時期において、解散・制度終了している場合（清算中も含む。）は分配することはできないことになっているが、これを清算終了するまでは積立金の分配をすることができるように改める。

(2) 原則として、分配対象者である全ての確定給付企業年金に対して、以下のように、一律に2回に分けて分配額の支払いを行うことに改める。

○平成28年6月30日を1回目の支払日とし、当該日に存続（清算中を含む。）している確定給付企業年金に対して、一律に分配概算額の2分の1を支払う。

○平成26年に支払保証給付の請求を行った2つの厚生年金基金の保証額が決定し、当該保証額について支払保証事業の経理から年金経理へ移換した後、連合会理事長が定める日を2回目の支払日とし、当該日に存続（清算中を含む。）している確定給付企業年金に対して、その時点の積立金の額から事務経費の見込み額を控除した額を基に分配額を確定し、その額を支払う。

- 1回目の支払日と2回目の支払日の間に、清算終了した場合、2回目の支払いは受けられないが、1回目の支払額は返金する必要はないものとする。
- 2回目の支払日が平成28年6月30日となる場合は、同日に1回で分配額を支払うものとする。

### 3. 実施時期

この規約は、認可の日から施行する。

企業年金連合会規約の一部を変更する規約（改定第14次 平成26年3月31日認可）新旧対照表

新	旧
<p>附 則 （支払保証事業の積立金の分配）</p> <p>第11条 連合会は、変更前連合会規約第9章に規定する支払保証事業の積立金を、<u>平成26年3月31日</u>において次の第1号から第5号に掲げる者（附則第13条に規定する支払保証事業の積立金を分配する時期において、次の各号に掲げる者のいずれにも該当しない者は除く。）であって、これまでに拠出金（厚生年金基金連合会規約第8章及び変更前連合会規約第9章に規定する拠出金をいう。以下同じ。）を拠出した者（この者の加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継した者を含む。）に分配することができる。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>（6）<u>第3号又は前号に規定する規約型企業年金を終了した確定給付企業年金法第89条に規定する清算人であり、確定給付企業年金法施行令第63条第1項の規定による清算結了の承認を受けるまでの者</u></p> <p>（7）<u>確定給付企業年金法第88条の2の規定により存続するものとみなされた第4号又は第5号に規定する企業年金基金</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p>（分配の額）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2 分配対象者に分配する額は、それぞれ当該各号に定める額（次条に定める分配の時期が二回ある者に関しては、<u>それぞれの時期に応じた額</u>。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。ただし、特例分配対象者に分配する額は、評議員会の議決を経て別</p>	<p>附 則 （支払保証事業の積立金の分配）</p> <p>第11条 連合会は、変更前連合会規約第9章に規定する支払保証事業の積立金を、<u>平成26年3月31日</u>において次の各号に掲げる者（附則第13条に規定する支払保証事業の積立金を分配する時期において、次の各号に掲げる者のいずれにも該当しない者は除く。）であって、これまでに拠出金（厚生年金基金連合会規約第8章及び変更前連合会規約第9章に規定する拠出金をいう。以下同じ。）を拠出した者（この者の加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継した者を含む。）に分配することができる。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（分配の額）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2 分配対象者に分配する額は、それぞれ当該各号に定める額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。ただし、特例分配対象者に分配する額は、評議員会の議決を経て別</p>

新	旧
<p>に定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 前条第1項第3号から第5号に規定する者</u></p> <p>ア <u>次条第1項第2号アに規定する時期に分配する額</u>  <u>次条第2項に規定する額に100分の50を乗じて得た額</u></p> <p>イ <u>次条第1項第2号イに規定する時期に分配する額</u>  <u>分配時の積立金の額から支払保証事業の終了までに見込まれる事務経費を控除した額に確定給付企業年金間分配割合を乗じて得た額</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 次条第4項の規定が適用される場合は、第2項第2号の規定にかかわらず、同号に定める者に分配する額は、分配時の積立金の額から支払保証事業の終了までに見込まれる事務経費を控除した額に確定給付企業年金間分配割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(分配の時期)</p> <p>第13条 連合会が支払保証事業の積立金を分配する時期は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める時期とする。</p> <p>(1) 附則第11条第1項第1号及び同項第2号に規定する者  平成27年3月31日</p> <p><u>(2) 附則第11条第1項第3号から第5号に規定する者</u></p> <p>ア <u>前条第2項第2号アを分配する時期</u>  <u>平成28年6月30日</u></p> <p>イ <u>前条第2項第2号イを分配する時期</u>  <u>平成27年3月31日以降であって、附則第9条第1項に規定する基金又は解散した基金について、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた変更前連合会規約第79条に規定する保証額が決</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 前条第1項第3号から第5号に規定する者</u>  <u>分配時の積立金の額から支払保証事業の終了までに見込まれる事務経費を控除した額に確定給付企業年金間分配割合を乗じて得た額</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(分配の時期)</p> <p>第13条 連合会が支払保証事業の積立金を分配する時期は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める時期とする。</p> <p>(1) 附則第11条第1項第1号及び同項第2号に規定する者  平成27年3月31日</p> <p><u>(2) 附則第11条第1項第3号から第5号に規定する者</u>  <u>平成27年3月31日以降であって、附則第9条第1項に規定する基金又は解散した基金について、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた変更前連合会規約第79条に規定する保証額が決定し、当該保証額の合計額について支払保証事業の経理から年金経理へ移換した日から1年を超えない範囲内において連合会理事長が定める日</u></p>

新	旧
<p><u>定し、当該保証額の合計額について支払保証事業の経理から年金経理へ移換した日から1年を超えない範囲内において連合会理事長が定める日</u></p> <p>2 連合会は、分配対象者に、平成26年9月30日を目途に分配すると見込まれる額を通知するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 第1項第2号の規定にかかわらず、同号イに規定する連合会理事長が定める日が平成28年6月30日となる場合は、同号に定める者に分配する時期は、同号アに規定する時期に限るものとする。</u></p> <p>附 則 (施行期日) 第1条 この規約は、認可の日から施行する。</p>	<p>2 連合会は、分配対象者に、平成26年9月30日を目途に分配すると見込まれる額を通知するものとする。</p> <p>3 (略)</p>